

令和3年11月19日

まちづくり委員会資料

川崎市自転車活用推進計画改定に伴う
パブリックコメントの実施について

建設緑政局

川崎市自転車活用推進計画（改定素案）（概要版）



1 背景・目的

- 国においては、平成29（2017）年5月に「自転車の活用を総合的かつ計画的に推進すること」を目的に自転車活用推進法が施行され、「自転車活用の推進が、脱炭素化や健康増進、交通混雑緩和に寄与するものであること等」の基本理念を踏まえ、更に社会情勢の変化等を勘案し取組内容を強化するため、第2次自転車活用推進計画を令和3（2021）年5月に策定
- 本市においても、同法などを踏まえ、令和2（2020）年4月から2年間を計画期間とする川崎市自転車活用推進計画（第1期）を策定し（以下、「本計画」という。）、自転車の通行環境整備、駐輪対策、自転車の活用、ルール・マナー啓発の4つの基本政策をもとに取組を推進
- 近年、自転車利用は、自転車通勤をはじめとした長距離化に加え、電動アシスト付き自転車の普及等による丘陵部での利用増加など多様化しており、更にコロナ禍の社会変容による生活行動の変化から、利用機会が拡大
- こうした自転車を取り巻く環境変化などを踏まえ、「安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりの推進」を目指し、総合計画第3期実施計画の策定に合わせ、一層の自転車施策の総合的な取組の充実を図るため、この度本計画の改定（第2期）に向けた基本的な考え方となる素案を取りまとめ

＜計画期間＞

	平成30～令和3年度 (2018～2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度～ (2026年度～)
川崎市 総合計画	第2期実施計画		第3期実施計画			
川崎市自転車 活用推進計画	第1期		第2期			第3期

2 これまでの取組内容

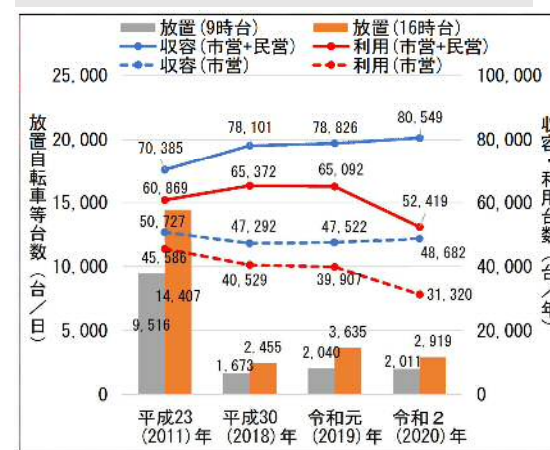
(1) 通行環境整備

- 危険箇所、駅周辺の道路、主要な幹線道路において車道に自転車の通行位置等を示す整備を推進し、整備延長は平成30（2018）年度末の20kmから、令和3（2021）年度末には62kmの完了を予定（全体の整備率は約29%）
- この取組等により、市内の自転車関連事故件数は、平成30（2018）年の1,000件から、令和2（2020）年の947件に減少
【自転車関連事故件数：目標値 980件以下、実績値 947件】

(2) 駐輪対策

- 放置対策として、令和3（2021）年度に若葉台駅周辺の自転車等放置禁止区域の指定を予定
【自転車等放置禁止区域：目標値 48駅、実績値 48駅（見込み）】
- 啓発・撤去活動や駐輪場整備の推進等により、放置自転車台数は、平成23（2011）年9時台の9,516台に対して、令和2（2020）年には2,011台と約5分の1に減少
- 市営と民営を含めた駐輪場については、平成30年（2018）年度時点で収容台数78,101台に対し、利用台数は65,372台、利用率約84%（市営駐輪場の利用率約86%）と市域全体でみると概ね駐輪需要に対応
- 夕方の短時間での放置自転車等の適正な撤去活動などを、効率的・効果的に行うため、撤去・運搬・保管及び啓発業務の一括委託化を北部地区で試行的に実施。また、撤去活動の強化による放置自転車の減少を受け、保管所の収容率は約5割

■ 放置自転車等及び収容台数等の推移



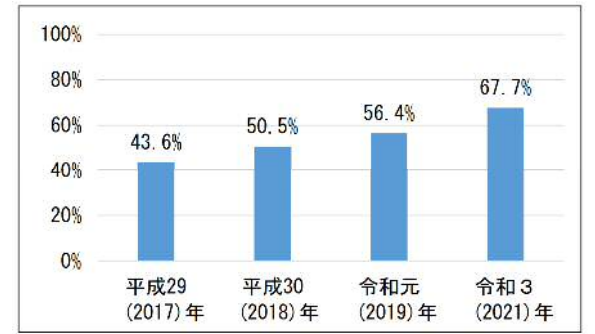
(3) 自転車の活用

- シェアサイクルについては、移動環境の充実を目的に実証実験を実施し、全体の約6割が駅等への移動を目的に利用されており、アクセス性・利便性の向上等の効果が見込まれることを確認できたことから、民間事業者主体による取組を推進
【シェアサイクルの自転車利用回数：目標値 24,000回/月以上、実績値 42,122回/月】

(4) ルール・マナー啓発

- 交通事故防止に向けて、自転車利用のルールの周知やマナーの向上に向けた取組を推進
- 自転車損害賠償責任保険等の加入については、令和元（2019）年度の56.4%から令和3（2021）年度の67.7%に増加
【保険加入率：目標値 56.4%以上、実績値 67.7%】
- 放置自転車の抑制に向けて、整理誘導員による駐輪場への案内・誘導や、警告札の貼付など、継続的な放置防止の啓発活動を推進

■ 自転車損害賠償保険等の加入率



これらの取組により、各政策とも目標に対して概ね順調に推移

3 自転車の需要推計

(1) 推計の考え方



① 自転車需要

- 平成30（2018）年の「パーソントリップ調査」による自転車移動量をもとに、「コロナ禍による市営駐輪場利用の変動率」を考慮し「現状値」を算出し、その上で「人口推計」と「直近の駐輪場利用の変化率」を乗じて自転車需要を推計（駐輪需要+目的地への直接利用を含む総計）

② 駐輪需要

- 本市における放置自転車等実態調査による平成30（2018）年の駐輪場利用と放置自転車台数の合計値をもとに、「コロナ禍による市営駐輪場利用の変動率」を考慮し「現状値」を算出し、その上で利用の9割以上を占める生産年齢の「人口推計」と「直近の駐輪場利用の変化率」を乗じて駐輪需要を推計（駐輪場利用+放置自転車の総計）

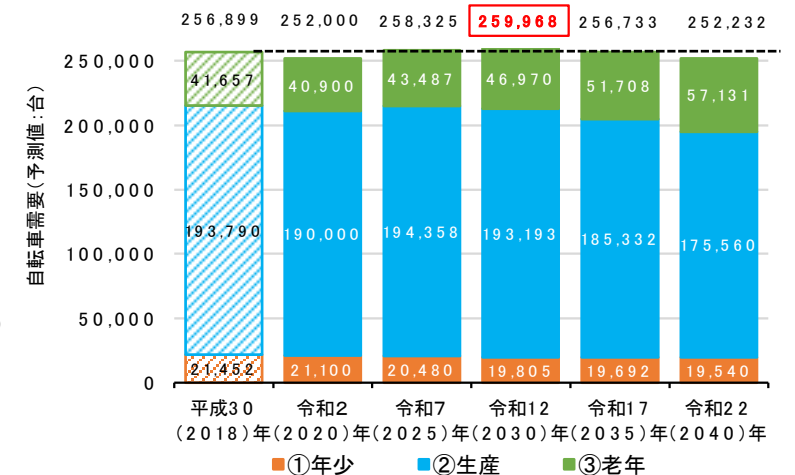
(2) 推計結果

① 人口

- 本市の将来人口推計によると、総人口は、令和12（2030）年頃の約160.3万人をピークにその後減少に転じ、生産年齢人口は令和7（2025）年頃の約105.8万人をピークにその後減少に転じることが予想
- また、老年人口は令和32（2050）年頃の約48.1万人（現在の約1.5倍）まで増加する一方、年少人口は、令和2（2020）年の約18.9万人をピークに、今後は減少していくと予想
平成30(2018)年から約1%増

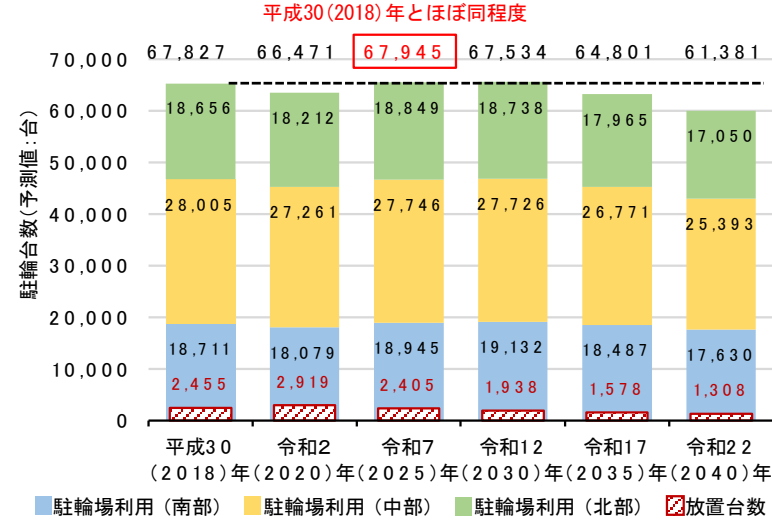
② 自転車需要

- 自転車需要は、令和12（2030）年頃の259,968台をピークに、その後は減少
- 老年人口（65歳以上）の自転車利用は、令和22（2040）年頃には令和2（2020）年の約1.4倍となり、今後も増加
- 生産年齢人口（15～64歳）は、令和7（2025）年頃をピークに、その後は減少
- 年少人口（0～14歳）は、既に平成30（2018）年にピークとなっており今後も減少



③ 駐輪需要

- 駐輪需要は、令和7（2025）年頃の67,945台をピークに、その後は減少
- 南部（川崎・幸区）は、令和12（2030）年頃をピークに、その後は減少
- 中部（中原・高津区）は、令和7（2025）年頃に概ね平成30（2018）年頃の水準となり、その後は減少
- 北部（宮前・多摩・麻生区）は、令和7（2025）年頃をピークに、その後は減少
- 放置自転車台数は、今後も減少



4 計画改定の基本的な考え方

(1) 社会環境の変化等を踏まえた課題

- 自転車の利用については、長距離化や丘陵部での増加など多様化しており、更にコロナ禍の社会変容により生活行動が変化していることから、自転車の利用機会の拡大への対応が必要
- 自転車需要については、令和12（2030）年頃まで増加しその後減少に転じること、その一方で高齢者の利用は増加し続けること等から、将来の自転車需要を踏まえた対応が必要

① 通行環境整備

- 社会環境の変化や高齢者の自転車利用の増加等により、自転車関連事故の発生が懸念されるため、一層の通行環境整備が必要

② 駐輪対策

- 一層の放置自転車等の削減に向け、駐輪需要の高い駅の利用環境の改善とともに、駐輪需要推計や放置自転車の減少傾向を踏まえた駐輪場及び保管所のより効率的な運用が必要
- 朝に比べて夕方の短時間での放置自転車が多い地域においては、その状況に応じた整理誘導や撤去活動等の取組が必要

③ 自転車の活用

- シェアサイクルの利用にあたっては、多様化するニーズなどを捉え、一層の利用・普及促進に向けた取組が必要

④ ルール・マナー啓発

- 社会環境の変化や高齢者の自転車利用の増加等により、自転車関連事故の発生が懸念されるため、安全利用に向けた一層の取組が必要
- 一層の放置自転車等の削減に向け、朝に比べて夕方の短時間での放置自転車が多い地域においては、その状況に応じた更なる放置防止の啓発活動が必要

(2) 基本方針

- 社会環境の変化による自転車利用の多様化や利用機会の拡大、将来の自転車需要への対応として、地域の特性や利用ニーズとともに、中長期的な視点も踏まえ計画的な取組を推進
- 継続的な課題への対応としては、4つの基本政策をもとに、進捗状況等を踏まえ施策の再編なども行い、着実に取組を推進
- 社会環境の変化等を踏まえた新たな課題への対応としては、計画期間内において重点的に進めるため、基本政策における施策を拡充し、一層の取組を推進（重点施策：11）

5 各基本政策における重点的な取組



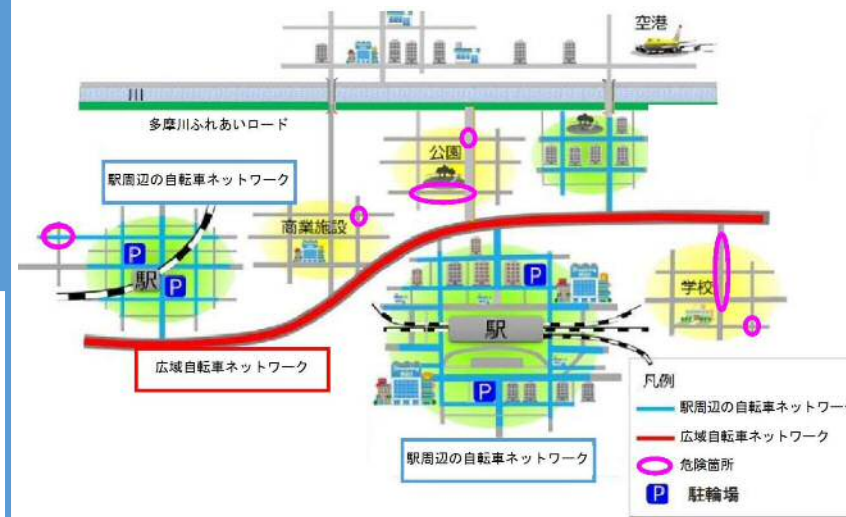
1 通行環境整備

【目標】

- 自転車・歩行者・自動車が道路を安全、安心、快適に利用できる環境の創出

【重点的な取組】通行環境の重点的な整備の推進

- 自転車の利用機会の拡大や高齢者の利用の増加等に対応するため、危険箇所の安全対策とともに、自転車利用の多い駅周辺及び主要な幹線道路において、一層の安全、安心、快適な通行環境の確保に向けた重点的な整備を推進



2 駐輪対策

【目標】

- 地域の特性や利用者のニーズに応じた、自転車を適切に止められる駐輪環境の構築

【重点的な取組】総合的な駐輪対策の推進

- 各駅周辺の特性を踏まえ、駐輪需要が高い駅周辺や子ども乗せ自転車などの利用ニーズへの対応を図るため、既存施設の改変・分散化による対応や新たな駐輪場整備による利用環境の改善。また、将来の駐輪需要や放置自転車の減少傾向を踏まえた駐輪場及び保管所の再編に向けた取組を推進
- 朝に比べていまだ夕方に短時間の放置自転車等が多く見受けられ、一層の削減に向けて、現在北部地区で進めている放置自転車対策（整理誘導・撤去・運搬・保管）の一括委託化により、放置が多い時間帯やエリアにおける柔軟な整理誘導員の配置など、効率的・効果的な業務遂行が見込まれることから、さらなる放置自転車の削減を図るため、全市展開に向けた取組を推進するなど、地域の特性や利用者のニーズに応じた総合的な駐輪対策を推進





3 自転車の活用

【目標】

- 身近な乗り物として自転車利用の促進と、地域の活力の向上

【重点的な取組】シェアサイクルの本格運用・自転車の一層の利用促進に向けた取組

- シェアサイクルの実証実験において、主に駅・公共施設等への移動を目的として利用されており、アクセス性・利便性の向上や、多くの利用により事業性を含めた効果・有効性が見込まれることを確認。また、日常的な買い物利用や地震の際の有効な帰宅手段としても活用されていることから、利用しやすい移動手段の一つとして民間事業者主体の本格運用により、一層の利用・普及を促進
- なお、本格運用までの期間においては、円滑な運用につなげるための移行期間として、現在の運用を暫定的に継続
- 自転車の一層の利用促進に向け、各種イベントや様々な機会を捉えた広報啓発に加え、誰もが自転車を利用しやすく、楽しめる環境づくりにつなげるための新たなイベント等の取組を推進



【目標】

- ルール・マナーの啓発による交通事故防止

【重点的な取組】自転車の安全利用や放置自転車防止の啓発活動などの充実

- 自転車の利用ニーズの多様化や高齢者の利用の増加等に対応するため、自転車通行に関する見える化や安全利用の広報・啓発を行うとともに、夕方の短時間での放置自転車の削減に向け、整理誘導員の柔軟な配置による駐輪場への案内・誘導や、各種キャンペーンを通じ、自転車の安全利用や放置自転車防止の啓発活動を充実



4 ルール・マナー啓発

6 政策・施策体系

基本政策

1 通行環境整備

政策1-1
安全で快適な
自転車ネットワークの構築

施策1-1-1 危険箇所の更なる安全対策強化【拡充】
施策1-1-2 自転車利用の多い駅周辺における一層の通行環境整備の推進【拡充】
施策1-1-3 広域的な自転車ネットワークの構築【拡充】

政策1-2
自転車通行環境の適正管理

施策1-2-1 自転車等の安全で円滑な通行に向けた自動車駐停車対策の推進
施策1-2-2 自転車通行環境の適正な維持管理の推進

2 駐輪対策

政策2-1
地域特性や駐輪需要予測等を踏まえた効率的・効果的な駐輪場整備の推進

施策2-1-1 駐輪需要を踏まえた市営駐輪場整備の推進【拡充】
施策2-1-2 駐輪需要推計を踏まえた駐輪場再編に向けた取組【拡充】
施策2-1-3 民間事業者等による駐輪場整備の促進

政策2-2
駐輪場の利用環境の向上

施策2-2-1 効率的・効果的な市営駐輪場運営の推進
施策2-2-2 市営駐輪場の適正な維持管理
施策2-2-3 利用者のニーズに応じた市営駐輪場の利便性向上
施策2-2-4 市営駐輪場施設の情報提供の充実

政策2-3
放置対策の推進による
適正な自転車利用への誘導

施策2-3-1 効率的・効果的な放置対策の推進【拡充】
施策2-3-2 放置自転車等の抑制に向けた取組の推進
施策2-3-3 効率的・効果的な保管所運営と再編整備の推進【拡充】

3 自転車の活用

政策3-1
安全・快適で環境にも
やさしい身近な自転車の
活用推進

施策3-1-1 移動環境の充実に向けたシェアサイクルの推進【拡充】
施策3-1-2 身近な自転車の利用しやすい環境整備
施策3-1-3 自転車の一層の利用促進に向けた取組【拡充】
施策3-1-4 環境負荷の低減に寄与する取組の推進

政策3-2
地域活力の向上に寄与する
自転車の活用推進

施策3-2-1 地域の特色を活かし幅広い分野と連携した取組の推進

4 ルール・マナー啓発

政策4-1
交通ルールへの周知・徹底と
マナーの向上

施策4-1-1 年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進
施策4-1-2 自転車利用時のルールとマナーの周知・徹底
施策4-1-3 通行位置等の見える化及び安全対策の広報・啓発の推進【拡充】
施策4-1-4 放置自転車防止に向けた啓発活動の充実【拡充】

政策4-2
自転車の安全・安心利用に
備える

施策4-2-1 自転車損害賠償責任保険等への加入促進
施策4-2-2 安全性の高い製品購入につながる広報啓発
施策4-2-3 自転車点検整備の促進

7 今後のスケジュール

- 令和3年11月 本計画(改定素案)の決定・議会報告
- 12月 パブリックコメントの実施
- 令和4年2月 本計画(改定案)の決定・議会報告
- 3月 本計画の改定
- 4月～ 本計画に基づく取組の推進

「川崎市自転車活用推進計画（改定素案）」 について御意見をお寄せください

本市では、「川崎市自転車活用推進計画」に基づき、通行環境整備、駐輪対策、自転車の活用、ルール・マナー啓発の4つの基本政策を基に、様々な取組を推進しております。

近年では、自転車を利用した通勤をはじめ、電動アシスト付き自転車の普及等による丘陵部での利用の増加やニーズの多様化に加え、社会変容による生活行動の変化などから、自転車の利用機会が拡大しています。

こうした自転車を取り巻く環境変化などを踏まえ、安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりを目指して、一層の自転車施策の取組を進めるため、この度、「川崎市自転車活用推進計画（改定素案）」を取りまとめましたので、パブリックコメントを実施し、市民の皆さまから御意見を募集します。

1 意見募集の期間

令和3（2021）年12月1日（水）～令和4（2022）年1月4日（火）
※郵送の場合は、令和4（2022）年1月4日（火）の消印まで有効です。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX番号：044（200）3979
（建設緑政局自転車利活用推進室）

(3) 郵送・持参

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク20階
建設緑政局自転車利活用推進室

《注意事項》

- ・ 御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭での御意見の提出はご遠慮ください。
- ・ 持参時の提出時間は、開庁日の8時30分から17時15分（昼休み12時から13時を除く）

3 資料の閲覧及び配布場所

市ホームページ、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、各区役所市政資料コーナー、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課、建設緑政局自転車利活用推進室

4 問合せ先

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室
電話：044（200）2769 FAX番号：044（200）3979
E-mail: 53ziten@city.kawasaki.jp